| 管理コード | 府省庁名 | 要望事項（事項名） | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 「措置の分類」の見直しの再見直し | 「措置の内容」の再見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府省庁 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 010010 | 警察庁 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号<br>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第5条第4号 | 遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風俗営業又は特定遊技営業として規制の対象としている。 | 競技会（表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む）を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年公安委員会規則第1号）第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。 | 第24次構造改革特区のやりなおしを見てもわかるとおり、他の設備において本来の用途に用いる場合はその営業形態において「対象遊技設備に該当しない」として、風営法の規制対象から外れている。そこで、本来の用途に関り使用する営業形態において、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。第24次構造改革特区の告示行政庁に寄れば、いわゆる10%未満の営業形態では、デジタルダーツ設備における風営法対象遊技設備に該当しないとの解釈ではなく、営業形態に対して、許可を受けないとされているのみである。そこで、本来の用途に用いる場合は規制対象から外れている他の遊技設備、営業を個人、デジタルダーツ機を本来の用途に関り使用するいわゆる10%未満の営業形態において、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。本来の用途とは「競技会（であり、賞取状、トロフィー等の授与、スポンサーからの金品提供も、および、その需要を含む「競技会」であると解する。現状ではこれらの競技会が行うことが出来ないため、ダーツ競技の健全な振興、発展が望めない。<br><br>代替措置<br>　貴庁は営業形態によっては、本来の用途以外の用途に用い、射幸心をそそる行為が行われることを危惧するが、協会を設立し、「協会」が営業者を適正に監督し、「営業者の適正な管理」の下、「本来の用途」である「競技会（書取状等授与、スポンサーからの金品提供を含む）」にデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない」様に徹底する。 | C | Ⅲ-Ⅳ | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | C<br>一部E | Ⅲ-Ⅳ | 提案主体からの意見<br><br>デダーツ競技会が本来の用途であるのか否か、明確にされたし。また、ボウリング競技会との違いを明確にされたし。ボウリング競技会では自動集計機能を有するが本来の用途に用いるのでは無制約条件であり、主催者からの賞取状等授与、スポンサーからの金品提供が可能である。ダーツ競技会では自動集計機能を有するが本来の用途であるにも関わらず規制対象であり、主催者からの賞取状授与、スポンサーからの金品提供等は不可能である。競技種目以外の違いは更受けられず、明らかに過剰規制である。故に、まずは特例として経過観察を要請する。 | 再々検討要請<br><br>右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。 | 再々提案主体からの再意見<br><br>ボウリングは「おとれ」がないことが明らかであるものに該当する理由を明確にされたし。また、ダーツ競技は業向競技等主催大会テモンストレーション競技であり、スポーツと解しており、当方は協会においては定番利益の享受の実施、競技会に際し、公式審判員の配置、競技記録の管理、表彰者の参加資金、及び、会場での選手への賞金額の算出を原則とする。この様な競技会において、「おとれ」があるのか否か明確に回答されたし。 | C | Ⅲ-Ⅳ | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答<br><br>ボウリングについては、歴史的な経緯や営業実態等を総合的に鑑み、現段階においては、風俗上の問題が特段生じているものとは認められず、新たに法的規制を加える必要はないものと解している。<br>他方、デジタルダーツについては、その営業実態等の現状を鑑みるに、営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風俗適正上当該遊技設備の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできない。 | デジタルダーツ競技会特区 | 1001001001000 | 個人 | 熊本県 | 警察庁 |
| 010020 | 警察庁 | 風営法第8号他に係るデジタルダーツ機の適用除外 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号<br>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第5条第4号 | 遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風俗適正上当該遊技設備の規制の対象としている。 | 練習・競技を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年公安委員会規則第1号）第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。 | 第24次構造改革特区のやりなおしを見てもわかるとおり、他の設備において本来の用途に用いる場合はその営業形態において「対象遊技設備に該当しない」として、風営法の規制対象から外れている。そこで、本来の用途に関り使用する営業形態において、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。本来の用途とは「練習、競技」であると解する。<br>現状ではこれらの練習、競技を行うことおよび、時間や規模等をある程度制限することで、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。そこで、本来の用途に関り使用する営業形態において、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。本来の用途とは「練習、競技」であると解する。<br>現状ではこれらの練習、競技を行うことおよび、時間や規模等をある程度制限することで、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。本来の用途とは「練習、競技」であると解する。<br><br>代替措置<br>　貴庁は営業形態によっては、本来の用途以外の用途に用い、射幸心をそそる行為が行われることを危惧するが、協会を設立し、「協会」が営業者を適正に監督し、「営業者の適正な管理」の下、「本来の用途」である「練習、競技等」にデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない」様に徹底する。 | C | Ⅲ-Ⅳ | 各府省庁からの検討要請に対する回答<br><br>　矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルダーツは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、ダーツ競技の練習や競技等で使用するデジタルダーツ機が、本来の用途であるのか、まだデジタルダーツ機と自動的にデジタル表示され結果が表示されるボウリングとの違いについて明確に回答されたい。 | C<br>一部E | Ⅲ-Ⅳ | 提案主体からの意見<br><br>ダーツ競技会が本来の用途であるのか否か、明確にされたし。また、ボウリング競技会との違いを明確にされたし。ボウリング競技会では自動集計機能を有するが本来の用途に用いるのでは無制約条件であり、主催者からの賞取状等授与、スポンサーからの金品提供が可能である。ダーツ競技会では自動集計機能を有するが本来の用途であるにも関わらず規制対象であり、主催者からの賞取状授与、スポンサーからの金品提供等は不可能である。競技種目以外の違いは更受けられず、明らかに過剰規制である。故に、まずは特例として経過観察を要請する。 | 再々検討要請<br><br>右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。 | 再々提案主体からの再意見<br><br>ボウリングは「おとれ」がないことが明らかであるものに該当する理由を明確にされたし。また、ダーツ競技は業向競技等主催大会テモンストレーション競技であり、スポーツと解しており、当方は協会においては定番利益の享受の実施、競技会に際し、公式審判員の配置、競技記録の管理、表彰者の参加資金、及び、会場での選手への賞金額の算出を原則とする。この様な競技会において、「おとれ」があるのか否か明確に回答されたし。 | C | Ⅲ-Ⅳ | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答<br><br>ボウリングについては、歴史的な経緯や営業実態等を総合的に鑑み、現段階においては、風俗上の問題が特段生じているものとは認められず、新たに法的規制を加える必要はないものと解している。<br>他方、デジタルダーツについては、その営業実態等の現状を鑑みるに、営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風俗適正上当該遊技設備の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできない。 | デジタルダーツ競技会特区 | 1001001001000 | 個人 | 熊本県 | 警察庁 |
| 010030 | 警察庁 | 風営法第8号他に係るデジタルダーツ機の適用除外 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号<br>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第5条第4号 | 遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風俗適正上当該遊技設備の規制の対象としている。<br>現状でこれらの指導、講習、レッスン等を行うことおよび、接待に該当するとの解釈からは、時間上と翌日、プロ選手、アマチュア、定好客、指導有無の非上と全ての遊技設備を受ける法律施行規則（昭和60年公安委員会規則第1号）第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。 | 指導、講習、レッスン等を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年公安委員会規則第1号）第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。<br><br>代替措置<br>　貴庁は営業形態によっては、本来の用途以外の用途に用い、射幸心をそそる行為が行われることを危惧するが、協会を設立し、「協会」が営業者を適正に監督し、「営業者の適正な管理」の下、「本来の用途」である「指導、講習、レッスン等」にデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない」様に徹底する。 | C | Ⅲ-Ⅳ | 各府省庁からの検討要請に対する回答<br><br>　矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルダーツは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、ダーツ競技の指導、講習、レッスンが本来の用途であるか否か、明確にされたし。また、ボウリング競技会との違いを明確にされたし。ボウリング競技会では自動集計機能を有するが本来の用途であるにも関わらず規制対象であり、主催者からの賞取状等授与、スポンサーからの金品提供等は不可能である。ダーツ競技会では自動集計機能を有するが本来の用途であるにも関わらず規制対象であり、主催者からの賞取状授与、スポンサーからの金品提供等は不可能である。競技種目以外の違いは更受けられず、明らかに過剰規制である。故に、まずは特例として経過観察を要請する。 | C<br>一部E | Ⅲ-Ⅳ | 提案主体からの意見<br><br>ダーツ競技の指導、講習、レッスンが本来の用途であるか否か、明確にされたし。また、ボウリング競技会との違いを明確にされたし。ボウリング競技会では自動集計機能を有するが本来の用途であるにも関わらず規制対象であり、主催者からの賞取状等授与、スポンサーからの金品提供等は不可能である。ダーツ競技会では自動集計機能を有するが本来の用途であるにも関わらず規制対象であり、主催者からの賞取状授与、スポンサーからの金品提供等は不可能である。競技種目以外の違いは更受けられず、明らかに過剰規制である。故に、まずは特例として経過観察を要請する。 | 再々検討要請<br><br>右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。 | 再々提案主体からの再意見<br><br>パーチャルゴルフとデジタルダーツの違いを明確にされたし。パーチャルゴルフは、貴庁の通達（警察庁丁生環発第25号）により、「（前略）おそれがないと明らかに認められる場合には、対象遊技設備に該当しないと解され、（後略）」と明記されており、「対象遊技設備に該当しない」と解されている。当方は段導等、要件具等の常成、配置等実施予定であり、「おそれ」のない極適切に管理、運営を行うものと、パーチャルゴルフと同様と考え、また、段導について、自転車おられモニター表示をする場合の「おそれ」を生じさせる要因の違いは何か、貴庁の考える「おそれ」が無い営業とは何かご教授願いたい。 | C | Ⅲ-Ⅳ | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答<br><br>パーチャルゴルフについては、レッスプロやインストラクター等による指導を受けている場合等の営業の実態等を総合的に考慮したと、当該営業が射幸心をそそる遊技の用に供されるおそれがないと明らかに認められる場合には、対象遊技設備に該当しないと解され、（後段）より明記されており、「対象遊技設備に該当しない」と解されている。当方は段導等、要件具等の常成、配置等実施予定であり、「おそれ」のない極適切な管理、運営を行うものと、パーチャルゴルフと同様と考え、また、段導について、自転車おられモニター表示をする場合の「おそれ」を生じさせる要因の違いは何か、貴庁の考える「おそれ」が無い営業とは何かご教授願いたい。<br>他方、デジタルダーツについては、その営業実態等の現状を鑑みるに、営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風俗適正上当該遊技設備の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできない。 | デジタルダーツ指導・講習・レッスン特区 | 1001001001000300 | 個人 | 熊本県 | 警察庁 |
| 010040 | 警察庁 | 風営法第8号他に係るデジタルダーツ機の適用除外 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号<br>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第5条第4号 | 遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風俗適正上当該遊技設備の規制の対象としている。 | ダーツ場、練習場、ダーツショップ等を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年公安委員会規則第1号）第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。 | 第24次構造改革特区のやりなおしを見てもわかるとおり、他の設備において本来の用途に用いる場合はその営業形態において「対象遊技設備に該当しない」として、風営法の規制対象から外れている。そこで、本来の用途に関り使用する営業形態において、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。本来の用途とは「ダーツ場、練習場、ダーツショップ等」であると解する。<br>現状ではいわゆる10%未満の営業以外の営業形態では、本来の用途に用いられるにも拘わらず、これらの営業形態に対しても規制が掛かっており、同一の設備に対していると言われる矛盾ない、そのため、専用場の不足から、ダーツ競技を行う機会を失する結果となり、プロ選手、アマチュア、定好客、指導有等の向上と今ろ結果に繋がりかねない、すなわち、ダーツ競技の健全な振興、発展が望めない。<br><br>代替措置<br>　貴庁は営業形態によっては、本来の用途以外の用途に用い、射幸心をそそる行為が行われることを危惧するが、協会を設立し、「協会」が営業者を適正に監督し、「営業者の適正な管理」の下、「本来の用途」である「ダーツ場、練習場、ダーツショップ等」に限りデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない」様に徹底する。 | C | Ⅲ-Ⅳ | 各府省庁からの検討要請に対する回答<br><br>　矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルダーツは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、ダーツ場、練習場、ダーツショップ等で使用するデジタルダーツ機が、本来の用途であるのか、まだデジタルダーツ機と自動的にデジタル表示され結果が表示されるボウリング場、およびゴルフショップとゴルフ用品等の販売業であり、ダーツショップとゴルフ用品等の販売業であるゴルフは試打等、ダーツは試投等を行うため設備設置を行っている。貴庁は専用練習業等を試打、練習等の機会を失する結果を招いている。故に、特例として経過観察を要請する。 | C<br>一部E | Ⅲ-Ⅳ | 提案主体からの意見<br><br>ダーツ場、ダーツショップ等が本来の用途であるか否か、明確にされたし。ボウリング場とデジタルダーツ場、および、ゴルフショップとダーツショップの営業形態の違いを明確にされたし。ボウリング場とはボウリング競技の練習等を行う場所を提供する営業形態であり、デジタルダーツ場のそれはダーツ競技の練習等を行う場所を提供する営業形態であり、ゴルフショップとはゴルフ用品等の販売営業であり、ダーツショップとはダーツ用品等の販売営業であるゴルフは試打等、ダーツは試投等を行うため設備設置を行っている。貴庁は専用練習業等を試打、練習等の機会を失する結果を招いている。故に、特例として経過観察を要請する。 | 再々検討要請<br><br>右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。 | 再々提案主体からの再意見<br><br>ボウリング場とデジタルダーツ場の営業の違いを明確にされたし。営業に際し、酒類提供の是止、レッスプロの配置、考成等に対し各例違守（ボウリング場や業界）などを踏まえ、専用場の営業を行うものとすると、これはボウリング場と類似形態と解する。10%未満営業では設置台数が相当に少なく、顧客待ち が多く、練習したくとも練習が出来ない状況が生じている。また、多数設置する場合は、機種に大きい金額が必要であり、競技者への経済的負担が大きくなる。すなわち、風営法が健全な経営や競技機会を失わせているのである。 | E | Ⅲ-Ⅳ | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答<br><br>　提案主体は、一定の行為が「本来の用途」に当たるかどうかが重要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本来の用途であるかその是非ではなく、そうしたおそれが当該営業に存在していることが規制の理由となっているのである。<br>　ただし、例えば、遊技を提供する飲食店において、1、2台のデジタルダーツが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない扱いとしている。<br>　このような形態以外のデジタルダーツを備える店舗等において客に遊技させる営業については、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風俗適正上当該遊技設備の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできない。<br>　なお、ボウリングについては、客の射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されていることが明らかであるものに該当すると解している。 | 10%未満の営業における競技会特区 | 1010010050 | 個人 | 熊本県 | 警察庁 |
| 010050 | 警察庁 | 風営法第8号他に係るデジタルダーツ機の適用除外 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号<br>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第5条第4号 | 遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風俗適正上当該遊技設備の規制の対象としている。 | 競技会を行ういわゆる10%未満営業におけるデジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年公安委員会規則第1号）第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。 | 第24次構造改革特区のやりなおしを見てもわかるとおり、他の設備において本来の用途に用いる場合はその営業形態において「対象遊技設備に該当しない」として、風営法の規制対象から外れている。そこで、本来の用途に関り使用する営業形態において、風営法8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるものである。本来の用途とは「競技会」であると解する。<br>現状ではいわゆる10%未満の営業以外の営業形態では、本来の用途に用いられるにも拘わらず、これらの営業形態に対しても規制が掛かっており、同一の設備に対していると言われる矛盾ない、そのため、専用場の不足から、ダーツ競技を行う機会を失する結果となり、プロ選手、アマチュア、定好客、指導有等の向上と今ろ結果に繋がりかねない、すなわち、ダーツ競技の健全な振興、発展が望めない。<br><br>代替措置<br>　貴庁は営業形態によっては、本来の用途以外の用途に用い、射幸心をそそる行為が行われることを危惧するが、協会を設立し、「協会」が営業者を適正に監督し、「営業者の適正な管理」の下、「本来の用途」である「競技会（書取状等授与、スポンサーからの金品提供を含む）」にデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない」様に徹底する。 | C | Ⅲ-Ⅳ | 各府省庁からの検討要請に対する回答<br><br>　矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルダーツは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。 | E | Ⅲ-Ⅳ | 提案主体は、一定の行為が「本来の用途」に当たるかどうかが重要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本来の用途であるかその是非ではなく、そうしたおそれが当該営業に存在していることが規制の理由となっているのである。<br>　ただし、例えば、遊技を提供する飲食店において、1、2台のデジタルダーツが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない扱いとしている。<br>　このような形態以外のデジタルダーツを備える店舗等において客に遊技させる営業については、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風俗適正上当該遊技設備の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできない。 | E | Ⅲ-Ⅳ | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答<br><br>　提案主体は、一定の行為が「本来の用途」に当たるかどうかが重要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本来の用途であるかその是非ではなく、そうしたおそれが当該営業に存在していることが規制の理由となっているのである。<br>　ただし、例えば、遊技を提供する飲食店において、1、2台のデジタルダーツが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない扱いとしている。<br>　このような形態以外のデジタルダーツを備える店舗等において客に遊技させる営業については、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、風俗適正上当該遊技設備の規制の対象としているものであり、構造改革特区として対応することはできない。 | デジタルダーツ競技会特区 | 1001001001000 | 個人 | 熊本県 | 警察庁 |
| 010060 | 警察庁 | 風営法の規制対象業種に対する営業規制の緩和 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第1項第1項第1号及び第2項<br>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条の2及び第8条 | 風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては当該事情のある時間として当該条例で定める地域内では午前零時以後において当該条例で定める時間）から日出時までの間において、当該営業を営んではならないとされている。 | 風営法が第十三条第一項で定めている「風俗営業者は、午前零時（から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない」とする規定を廃止。 | 現在、風営法が第十三条第一項で定める「風俗営業者は、午前零時（から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない」とする規定を廃止。消費者による経済活動の活性化および、規制緩和による新たな投資先とその為にあら街づくりを目指す。<br><br>提案理由<br>現在、風俗営業種に課された深夜営業の禁止は、国民の夜半以降の経済活動を不要に制限しているのみならず、風俗営業を営む事業者の収益性を著しく低下させている。同時に未規制は高投資業種における投資回収年数を下回っており、同産業への新規参入や設備投資の機会を著しく阻害している。また夜の娯楽産業の活性化はタクシー業界や観光業界、風俗営業種以外の飲食業界、酒販業界など周辺産業に対して経済波及をもたらす。<br><br>　一方、風俗営業の深夜営業を禁ずる現在の規制は、国民のライフスタイルの変化によって、その正当性を保ち得なくなっている。近年では、各地方自治体においても「夜の繁わい創出」が観光振興や街づくりの観点から大きな課題となっており、むしろ夜の経済活動を積極的に推進しようとする政策は国、地方共に多く見られる。<br><br>代替措置<br>同条第二項の「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる」の規定は残し、地域の事情に合わせて地方自治体が風俗営業の営業時間規制を弾力的に運用可能なものとする、損失運用と競争強化が進む風俗行政を鑑みた、近年、法の見直しを求める議論等を踏まえる地方議会が増加し続けている、そのような地域の声が、制度に反映されるようにするための法改正提案の趣旨である。 | C | Ⅰ-Ⅱ | 各府省庁からの検討要請に対する回答<br><br>　深夜は、一般的には社会生活を営む人々の静穏を確保すべき時間帯であり、また、犯罪と関なり、とりすると摂眠を妨害しやすく、社会の中の解除機能も低くなり、風俗上の問題が拡散しやすい時間帯である。実際に、違法に深夜にまでまでいる風俗営業に関しては、騒音、酔客のいさ々や酔客による通行人等との小ラブル、近内外における客同士の傷害事件、未成年者の出入等の問題が発生している、したがって、風俗営業の深夜営業に関して全国的に画一的な禁止を図ることが国民の利益に資するものである。<br>　なお、風営適正化法第13条第1項は、風俗営業の営業時間について、原則として午前0時までとしつつ、特別な事情のある地域として都道府県条例で定める地域については午前1時まで、習俗的行事その他の特別な事情がある日として都道府県条例で定める日については地域を限って午前1時以降も営業を営むことができることとしており、地域の実態に合わせた対応が可能となっている。 | 各提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。 | C<br>Ⅰ-Ⅱ | 提案主体からの再意見<br><br>貴庁は、周辺環境の悪化や暗最事業の発生を根拠として風営法の深夜営業規制の必要性を繰り返し論じているが、風営法第二条第一項の定める1かつ号までの業種のうちには、深夜営業を許可したとても周辺環境悪化や暗最事業発生の観点から問題が生ずるとは考えられない業種も存在する。例えば「号事種の中に定められるあらゆる施設その中を申告するが、接触騒音の前提として貴庁が別途必要性を主張してきた業界団体も各行政区ごとに存在しており、各種問題に対する業界自治の実績もある。そのような業種に関しては地域の実態に合わせながら深夜営業の規制緩和を行なうべきである。 | C<br>一部E | Ⅰ-Ⅱ | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答<br><br>　深夜は、一般的には社会生活を営む人々の静穏を確保すべき時間帯であり、また、犯罪と関なり、とりすると摂眠を妨害しやすく、社会の中の解除機能も低くなり、風俗上の問題が拡散しやすい時間帯であり、まおじゃん屋については、とりすれば過度に客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせ、善良の風俗を害するおそれのある営業であることから、引き続き風営適正化法の規制を図る必要があると解される。<br>　他方、風営適正化法第13条第1項は、風俗営業の営業時間について、原則として午前0時までとしつつ、特別な事情のある地域として都道府県条例で定める地域については午前1時まで、習俗的行事その他の特別な事情がある日として都道府県条例で定める日については地域を限って午前1時以降も営業を営むことができることとしており、地域の実態に合わせた対応が可能となっている。 | 株式会社国際カジノ研究所 | 1025011100 | 東京都 | 警察庁 |

| 管理コード | 府省庁名 | 要望事項（事項名） | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府省庁 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 010070 | 警察庁 | ぱちんこ営業店内における「貸玉・貸メダル遊戯所」設置に係る規制緩和 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号及び第2号 | ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないことと、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止している。 | 遊技客の希望により、ぱちんこ営業店内に於いて持玉を直接交換（換金）できるシステムを導入する。 | 「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。現在は風適法に定められている貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20 円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき 5円（現行の25%UP）、メダル一枚につき25円（現行の25%UP）を超えないことに改定する。 | ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないことと、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてぱちんこ店舗に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないことと等の規制がなされている。 | C | I | ぱちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い戻されることは、ぱちんこ営業に関して限金が賞品として提供されることや上限一律で、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。 | C | I | | | | | | | | | | | | | | | |
| 010080 | 警察庁 | ぱちんこ営業店が遊技客に貸出し手行「貸玉・貸メダル」の最高限度額に係る規制緩和 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和59年国家公安委員会規則第1号）第35条第1項第2号 | ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないことと、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてぱちんこ店舗に係る玉1個につき4円、貸メダル1枚につき20 円を超えないこととなっている。 | 現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させて頂きます。ぱちんこの貸玉金額は昭和53年(1978年)に「玉1個につき4円から、玉1個につき4円を超えないことに改定されてから実に38年以上も経過しがなされており、ぱちんこファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声が多数寄せられております。そもそもぱちんこ業界は、ぱちんこの射幸度が1分間に100発以内にすることを定めているなど、法律により規制された遊技機により営業を行っており、1遊戯単価の客を客として迎え入れることを禁止している等、適度な射幸性を保った最大の次発規単度であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」から、貸玉にあって「玉1個につき5円、貸メダルにあっては「メダル1枚につき25円を超えない金額の範囲内より、お客様の選択により遊技を行うことが、時代に適した遊技方法であると、再度提案させて頂きます。今回のご提案は、成熟社会である現在においては客々の責任と意志を尊重し、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで遊技機にはなんら影響はなく、たちにに当たり考える著しく射幸心をそそるおそれが生じる営業とは必ずしも判断されることは全くないと考えられるからであります。例えば昭和30年10月に静岡の宝くじが発売（1等賞金が10万円）されたものが、平成25年には前後あわせて億円の宝くじの発売に至り続けた。またBIG(サッカーくじ)に至っては最高当せん金額が10億円であることから、現在の大衆娯楽であるパチンコだけが過剰な規制を受けているというわざるを得ないのであります。 | C | I・II | ぱちんこ営業に係る遊技料金の引上げについては、当該営業について著しく射幸心をそそるおそれが生じることから、認められない。 | C | I・II | | | | | | | | | | | | | | | |
| 010090 | 警察庁 | ぱちんこ営業店における貸出最高限度額に係る規制緩和 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第19条<br>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和59年国家公安委員会規則第1号）第35条第3項 | ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないほか、貸出の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。 | ぱちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる貸出の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。 | 現在ぱちんこ営業店では、貸出として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の貸出の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後、20年以上が経過しており、今回に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、景品の価値インフレや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品ではおずれと遊技客に満足のいく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えば物品の上限を3万円に上げたとしても お客様の遊技には なんら影響はなく、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を5個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会にあっては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品5個と2万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、例えば1万円分の賞品5個を遊技客が獲得した場合それだけでは著しく射幸心をそそられるとは決して言えないのであります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、保通信で規定要望し遊技機メーカーに許可をうえた遊技機の設置を行っているぱちんこ営業店は、適度な射幸性を保った健全な娯楽産業なのであり、例え景品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、「著しく射幸性をそそる行為」には何ら抵触することは無いと思われます。 | C | I・II | ぱちんこ営業に係る景品の最高限度額の引上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることから、認められない。 | C | I・II | | | | | | | | | | | | | | | |
| 010100 | 警察庁 | ぱちんこ営業店における地域振興券の提供に係る規制緩和 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号 | ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないことと、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供することを禁止している。 | ぱちんこ営業店は地元のぱちんこアプンによって支えられており、地元商店街を応援するあにも地域を限定した商工会及びそれに準ずる団体が発行する地域振興券を賞品として提供することを可能にする。 | 80年以上の歴史と大食拡張レジャーである、ぱちんこ産業が日本（地域社会）の経済回復に貢献する、全国各地の地域商店街では、大型店（スーパー）の進出、消費ニーズの多様化、後継者難などに加え地域間競争が激化する等、限定提供が売上げを左右する厳しい状況にあります。また宝くじを仕入れることにより、当せん者が狂喜乱舞の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使われることにより社会貢献を行う絶好産業に発展する事が可能になります。 | C | I | ぱちんこ営業に係る商品として、有価証券に該当する商品券の提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることから、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。 | C | I | | | | | | | | | | | | | | | |
| 010110 | 警察庁 | ぱちんこ営業店における宝くじの提供に係る規制緩和 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号 | ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないことと、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供することを禁止している。 | ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、宝くじを賞品として提供することが出来る。 | 日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこは、戦後より常に大勢のファンの支持を得て現在に至っています。「ぱちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじを仕入れることにより、当せん者が狂喜乱舞の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使われることにより社会貢献を行う絶好産業に発展する事が可能になります。 | C | I | ぱちんこ営業に係る商品として、有価証券に該当する宝くじの提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることと、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っていることの評価を受ける可能性があることから、認められない。 | C | I | | | | | | | | | | | | | | | |
| 010120 | 警察庁 | 貯玉カードによるコンビニエンスストアでの商品（生活必需品）交換に係る規制緩和 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第4号 | ぱちんこ営業において賞品を提供する設備については、風営適正化法において、許可に係る営業所内の客の見やすい場所に設けなければならないこととされている。 | ぱちんこ営業店が許可されている、貯玉・再プレーシステムカードを活用することにより、遊技客がぱちんこ営業店外のコンビニエンスストアに於いて、貯玉カードを活用して 自由に賞品（生活必需品）と24時間交換出来る。 | 現在、日本全国のコンビニエンスストアは約50,000店あり、そのうち実際に店頭に当んでいる商品は1店舗当り、約2500品目から3000品目といわれています。ぱちんこ営業店は遊技の結果に応じて賞品の提供を行う営業ではあるものの、限られた営業スペースでは、どうしてもお客様に迎えて頂く遊技台が 全て であり、その為に賞品を置くスペースや多数の賞品を陳列することがなかなか難しいことや、また、ぱちんこ営業店は予め営業時間が決められている等から遊技客の多様な生活環境や生活リズムに適応する賞品の提供ができないと言う欠点 があるのが 現状 であります。そのぱちんこ営業店と提携を行ったコンビニエンスストアがであれば、ぱちんこ営業店の貯玉システムを活用することにより、遊技客の獲得した貯玉数に応じた賞品を自由に交換できるものとします。そもそもコンビニストアは24時間営業を行っており、好きな時間に中っくりと生活必需品等が選べる等、まさに大衆娯楽に適した賞品交換方法になる、今回のご提案をさせて頂きます。 | C | I・II | ぱちんこ営業に係る貯玉カードを活用してぱちんこ屋の外に所在するコンビニエンスストアにおいて賞品（生活必需品）と交換することを可能とすれば、ぱちんこ営業の営業行為の一部が、許可に係る営業所の外で行われることとなり、善良の風俗や清浄な施設環境を害するおそれがあることから、認められない。 | C | I・II | | | | | | | | | | | | | | | |